

## 第8次県保健医療計画等の策定に向けた 協議の進め方・スケジュール

- 県保健医療計画については、計画期間が令和5年度末までとなっていることから、今年度中に第8次計画策定に向けた協議を行う必要がある。
- 策定に関する事項については、国指針において、周産期医療・小児医療に関する協議会で協議するものとされ、協議に当たっては、国指針を踏まえて、地域の実情に応じた方策を講じる必要があるとされているところ。
- また、医師確保計画についても、同様に今年度中に次期計画について、協議会で協議していただくことになっているが、全体的に策定作業が遅れていることから、第2回協議会で協議していただく予定。
- 第8次県保健医療計画策定・医師確保計画策定スケジュールは、以下のとおり。

時期	内 容	各計画全体の予定
4月～6月	(保)国指針を踏まえた県計画の骨子案の確認, 協議に向けた準備等 (医)ガイドライン・医師偏在指数等の確認等	
7月31日	<b>第1回周産期・小児医療協議会</b> (保)国指針, 本県の現状を踏まえた協議	
8月～9月	(保)保健医療計画(素案)について 書面での意見照会 (保)保健医療計画(素案)を保健医療福祉課へ提出(8月末) (医)医師確保計画(素案)作成	(保)第2回保健医療計画策定委員会(8/1) (医)第1回地域医療対策協議会(8/25)
10月～11月	<b>第2回周産期・小児医療協議会</b> (保)保健医療計画(案)検討, 数値目標の設定 (医)医師確保計画(素案)検討	(保)第3回保健医療計画策定委員会 (保)県医師会等関係団体への意見聴取 (医)第2回地域医療対策協議会
12月		(保)(医)県議会への説明 (医)パブリックコメント
1月～3月	<b>第3回周産期・小児医療協議会</b> (保)保健医療計画(案)確認 (医)医師確保計画(案)確認	(保)パブリックコメント (保)第4回保健医療計画策定委員会 (医)第3回地域医療対策協議会 (保)(医)医療審議会